

久喜市の組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(久喜市市民政策提案検討委員会規程の一部改正)

第1条 久喜市市民政策提案検討委員会規程（平成22年久喜市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育長」の次に「、市長公室長」を加え、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

第6条第4項第1号中「総合政策部企画政策課長」を「市長公室危機管理課長、総合政策部企画政策課長」に改め、「、市民部消防防災課長」を削る。

(久喜市の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 久喜市の後援及び共催に関する事務取扱要綱（平成22年久喜市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に改める。

(久喜市文書取扱規程の一部改正)

第3条 久喜市文書取扱規程（平成22年久喜市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部市政情報課長（以下「市政情報課長」という。）」を「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」に改め、同条第2号中「部」を「室及び部」に改め、同条第3号中「規定する課、健康スポーツ部中央保健センター及び菖蒲総合支所しょうぶ会館並びに」を「定める課等及び」に改め、同条第5号中「市政情報課長」を「庶務課長」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 保管単位 課、久喜中央コミュニティセンター、清久コミュニティセンター、久喜東コミュニティセンター、森下コミュニティセンター、栗橋中央コミュニティセンター、鷺宮中央コミュニティセンター、菖蒲福祉係、栗橋福祉係、鷺宮福祉係、ふれあいセンター久喜、菖蒲老人福祉セン

ター、彩嘉園、鷺宮福祉センター、菖蒲こども未来係、栗橋こども未来係、鷺宮こども未来係、久喜地域子育て支援センター、栗橋地域子育て支援センター、鷺宮地域子育て支援センター、児童センター、鷺宮児童館及び保育園をいう。

第4条を次のように改める。

(庶務課長の職務)

第4条 庶務課長は、文書の作成、保存等に関し必要な調査を行い、その指導及び改善に努めるものとする。

第6条第3項第3号中「市政情報課」を「庶務課」に改め、同条第4項中「市政情報課長」を「庶務課長」に改める。

第7条第4項中「市政情報課長」を「庶務課長」に改める。

第8条第1項中「総合支所総務管理課（以下「総務管理課」という。）」を「市民部行政センター（以下「行政センター」という。）」に改め、同条第2項中「総合支所総務管理課長（以下「総務管理課長」という。）」を「市民部行政センター長（以下「行政センター長」という。）」に改め、同条第3項中「総務管理課長」を「行政センター長」に改める。

第10条中「総務管理課」を「行政センター」に改める。

第22条を次のように改める。

(庶務課長への合議等)

第22条 次に掲げるものの起案文書は、主務課長の回議を受けた後、庶務課長に合議しなければならない。

- (1) 条例、規則、訓令及び告示の例規制定改廃伺
- (2) 告示（前号に掲げるものを除く。）及び公告
- (3) 議会の議決若しくは同意を要するもの又は議会への報告を要するもの
- (4) 市長名をもって庁外に発する文書のうち異例又は重要なもの

- (5) 市民への配布及び閲覧を目的として作成を発注する図書、冊子、広報紙、パンフレット、チラシ、リーフレット、ポスター、地図その他の印刷物等の契約締結伺
 - (6) 市民への配布及び閲覧を目的としない予算書、決算書その他の印刷物等で、作成後に市民が閲覧可能なものの契約締結伺
- 2 主務課長は、次に掲げる印刷物等を作成したときは、公文書館での閲覧及び保存のために、速やかに庶務課長に2部提出しなければならない。ただし、第2号又は第3号の規定に該当する印刷物等については、提出部数を1部にすることができる。
- (1) 前項第5号及び第6号に掲げる印刷物等
 - (2) 各所属所が作成した印刷物等で、主務課長及び庶務課長が、前項第5号及び第6号に準ずるものとして公文書館での閲覧及び保存に相当と判断したもの
 - (3) 公益的法人等が作成した印刷物等で、主務課長及び庶務課長が、前項第5号及び第6号に準ずるものとして市での閲覧及び保存に相当と判断したもの
- 3 主務課長は、第1項第5号及び第6号に掲げる印刷物等を作成したときは、教育部生涯学習課長に6部提出するものとする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第28条第1項中「総務管理課」を「行政センター」に改め、同条第2項中「又は総務管理課」を「又は行政センター」に、「各総合支所総務管理課長」を「各行政センター長」に改め、同条第5項中「総務管理課」を「行政センター」に改める。

第38条中「市政情報課が」を「庶務課が」に、「市政情報課長」を「庶務課長」に改める。

第39条第1項中「市政情報課が」を「庶務課が」に、「市政情報課長」を「庶務課長」に改め、同条第3項中「市政情報課長」を「庶務課長」に改める。

第40条第1項中「市政情報課長」を「庶務課長」に改める。

附則第3項の見出し中「市政情報課」を「庶務課」に改め、同項中「市政情報課長」を「庶務課長」に、「市政情報課の」を「庶務課の」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

課名	記号
秘書課	秘
危機管理課	危
シティセールス課	シ
企画政策課	企
財政課	財
情報推進課	情
アセットマネジメント推進課	ア
庶務課	庶
人事課	人
管財課	管
人権推進課	権
しょうぶ会館	し会
市民税課	民税
資産税課	資税
収納課	収
市民生活課	市生
市民課（総合窓口）	市

交通住宅課	交住
菖蒲行政センター	菖行
栗橋行政センター	栗行
鷺宮行政センター	鷺行
環境課	環
資源循環推進課	循
農業振興課	農
商工観光課	商
社会福祉課	福
生活支援課	援
障がい者福祉課	障
高齢者福祉課	高
介護保険課	介
健康医療課	健
地域保健課	保
国民健康保険課	国
スポーツ振興課	ス
子育て支援課	子支
こども家庭保健課	こ家
保育幼稚園課	保幼
こども育成課	こ育
建設管理課	建管
道路建設課	道建
道路維持課	道維
治水河川課	治

都市計画課	都
都市整備課	整
産業拠点整備推進課	産
公園緑地課	緑
建築審査課	築
出納室	出
上下水道経営課	水経
下水道施設課	下施

(久喜市情報公開・個人情報保護調整委員会規程の一部改正)

第4条 久喜市情報公開・個人情報保護調整委員会規程（平成22年久喜市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総合政策部企画政策課長」を「市長公室秘書課長、総合政策部企画政策課長」に、「総務部庶務課長」を「総務部人事課長」に、「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に、「菖蒲総合支所総務管理課長、栗橋総合支所総務管理課長、鷲宮総合支所総務管理課長」を「まちづくり推進部都市計画課長」に、「議会事務局議会総務課長」を「議会事務局議会総務課長、選挙管理委員会事務局長」に改め、同条第3項中「総務部庶務課長」を「総務部人事課長」に改める。

第7条中「総務部市政情報課」を「総務部庶務課」に改める。

(久喜市職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正)

第5条 久喜市職員分限懲戒審査委員会規程（平成22年久喜市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の者」を「審査の対象となる職員の属する部等の長」に改め、同項各号を削る。

(久喜市職員服務規程の一部改正)

第6条 久喜市職員服務規程（平成22年久喜市訓令第16号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条第1項第1号中「部長、総合支所長」を「室長、部長」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 副室長、副部長、参事、課長、総務部しょうぶ会館館長及び市民部行政センター長 所属する室又は部の長

第3条第1項第4号中「健康スポーツ部中央保健センター及び菖蒲総合支所しょうぶ会館の長」を「総務部しょうぶ会館及び市民部行政センターの長」に改める。

(久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第7条 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成22年久喜市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部庶務課の項の前に次のように加える。

市長公室危機管理課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
-----------	-----	--

別表第1中

「

総務部市政情報課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
----------	-----	--

」

を

「

総務部市民税課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
---------	-----	--

総務部資産税課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
---------	-----	--

」

に、「市民部交通企画課」を「市民部交通住宅課」に、

「

市民部消防防災課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
----------	-----	--

」

を

「

市民部菖蒲行政センター	市民係及び森下コミュニティセンターの職員以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
市民部栗橋行政センター	市民係及び栗橋中央コミュニティセンターの職員以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
市民部鷺宮行政センター	市民係及び鷺宮中央コミュニティセンタ	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

	一の職員以外 の職員	
--	---------------	--

」

に改め、同表健康スポーツ部新型コロナウイルスワクチン対策課の項を削り、
同表中

「

健康スポーツ 部中央保健セ ンター	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
健康スポーツ 部スポーツ振 興課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
菖蒲総合支所 総務管理課	森下コミュニ ティセンター の職員以外の 職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
栗橋総合支所 総務管理課	栗橋中央コミ ュニティセン ターの職員以 外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
鷺宮総合支所 総務管理課	鷺宮中央コミ ュニティセン ターの職員以 外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限

」

を

「

健康スポーツ 部地域保健課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
健康スポーツ 部国民健康保 険課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
こども未来部 こども家庭保 健課	全職員	午前11時から午後2時までのうち1時 間とし、業務の実情に応じ所属長が定め る時限
こども未来部 保育幼稚園課	保育園の職員 以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限
こども未来部 こども育成課	児童センター 及び鷺宮児童 館の職員以外 の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間 とし、業務の実情に応じ所属長が定める 時限

」

に改める。

別表第2中

「

総務部市 民税課	全職員	4週間 を平均 して1 週間に	業務の 実情に 応じ所 属長が	4週間につい て8日とし、 業務の実情に 応じ所属長が	勤務時間が7時 間45分の場合 は1時間とし、 業務の実情に応
-------------	-----	--------------------------	--------------------------	--------------------------------------	--

		ついて 38時 間45 分	定め る。	定める日	じ所属長が定め る時限
総務部資 産税課	全職員	4週間 を平均 して1 週間に ついて 38時 間45 分	業務の 実情に 応じ所 属長が 定め る。	4週間につい て8日とし、 業務の実情に 応じ所属長が 定める日	勤務時間が7時 間45分の場合 は1時間とし、 業務の実情に応 じ所属長が定め る時限

」

を

「

総務部し ょうぶ会 館	全職員	4週間 を平均 して1 週間に ついて 38時 間45 分	業務の 実情に 応じ所 属長が 定め る。	金曜日及び4 週間に ついて 4日とし、業 務の実情に 応じ所属長が 定める日	勤務時間が7時 間45分の場合 は1時間とし、 業務の実情に 応じ所属長が 定め る時限
-------------------	-----	--	--------------------------------------	---	--

」

に改め、同表市民部市民課（総合窓口）の項の次に次のように加える。

市民部菖蒲行政センター	市民係及び森下コミュニティセンターの職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
市民部栗橋行政センター	市民係及び栗橋中央コミュニティセンターの職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
市民部鷺宮行政センター	市民係及び鷺宮中央コミュニティセンターの職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

別表第2中健康スポーツ部国民健康保険課の項を削り、同表中

「

子ども未来部子ども未来課	全職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
子ども未来部保育課	保育園の職員以外の職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
	保育園の職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び4週間について3日以上とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

」

を

「

こども未来部子育て支援課	全職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
こども未来部保育幼稚園課	保育園の職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び4週間について3日以上とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
こども未来部こども育成課	児童センター及び鷺宮児童館の職員	4週間を平均して1週間に ついて 38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び4週間について3日以上とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

」

に改め、同表菖蒲総合支所総務管理課の項、菖蒲総合支所しょうぶ会館の項、栗橋総合支所総務管理課の項及び鷺宮総合支所総務管理課の項を削る。

(久喜市不当要求行為等対策要綱の一部改正)

第8条 久喜市不当要求行為等対策要綱（平成22年久喜市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

別表中教育長の項の次に次のように加える。

市長公室長

別表中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改め、同表中栗橋総合支所長の項及び鷺宮総合支所長の項を削る。

(久喜市公用車管理規程の一部改正)

第9条 久喜市公用車管理規程（平成22年久喜市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務部庶務課（以下「庶務課」という。）」を「総務部管財課（以下「管財課」という。）」に改め、同条第3号中「庶務課」を「管財課」に、「総合支所総務管理課」を「行政センター」に改める。

第3条中「総務部庶務課長及び総合支所総務管理課長」を「総務部管財課長及び行政センター長」に改める。

(久喜市バス使用規程の一部改正)

第10条 久喜市バス使用規程（平成22年久喜市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部庶務課長及び総合支所総務管理課長」を「総務部管財課長及び行政センター長」に改める。

(久喜市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部改正)

第11条 久喜市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成22年久喜市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「総務部市政情報課長」を「総務部庶務課長」に改める。

(久喜市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第12条 久喜市防災行政無線局管理運用規程（平成22年久喜市訓令第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「市民部長」を「市長公室長」に改める。

第5条第3項中「市民部消防防災課長」を「市長公室危機管理課長」に改める。

(久喜市建築計画概要書等閲覧規程の一部改正)

第13条 久喜市建築計画概要書等閲覧規程（平成22年久喜市訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部建築審査課」を「まちづくり推進部建築審査課」に改める。

(久喜市耐震改修促進計画策定検討委員会要綱の一部改正)

第14条 久喜市耐震改修促進計画策定検討委員会要綱（平成22年久喜市訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「建設部長」を「まちづくり推進部長」に改め、同条第4項中「建設部副部長」を「まちづくり推進部副部長」に改める。

第6条中「建設部建築審査課」を「まちづくり推進部建築審査課」に改める。

(久喜市社会資本整備総合交付金事業検討委員会規程の一部改正)

第15条 久喜市社会資本整備総合交付金事業検討委員会規程（平成22年久喜市訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「建設部長」を「まちづくり推進部長」に、「建設部副部長」を「まちづくり推進部副部長」に改める。

第6条第4項中「建設部都市整備課長」を「まちづくり推進部都市整備課長」に改める。

第7条中「建設部都市整備課」を「まちづくり推進部都市整備課」に改める。

別表第1 市民部の部中「交通企画課長」を「交通住宅課長」に改め、同表環境経済部の部中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に改め、同表中

「

建設部	建設部長
	建設部副部長
	建設管理課長
	道路建設課長
	道路河川課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	産業拠点整備推進課長

」

を

「

建設部	建設部長
	建設部副部長
	建設管理課長
	道路建設課長
	道路維持課長
	治水河川課長
まちづくり推進部	まちづくり推進部長
	まちづくり推進部副部長
	都市計画課長
	都市整備課長

	産業拠点整備推進課長
	公園緑地課長

に改める。

別表第2中

環境経済部	久喜ブランド推進課長
建設部	建設管理課長
	道路建設課長
	道路河川課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	産業拠点整備推進課長
	都市整備課都市施設整備係長

を

環境経済部	商工観光課長
建設部	建設管理課長
	道路建設課長
	道路維持課長
	治水河川課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長

	産業拠点整備推進課長
	公園緑地課長
	都市整備課都市施設整備係長

」

に改める。

(久喜市人権施策推進会議規程の一部改正)

第16条 久喜市人権施策推進会議規程（平成22年久喜市訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合政策部の項の前に次のように加える。

市長公室	市長公室長
------	-------

別表第1中

「

子ども未来部	子ども未来部長
--------	---------

」

を

「

こども未来部	こども未来部長
--------	---------

」

に改め、同表建設部の項の次に次のように加える。

まちづくり推進部	まちづくり推進部長
----------	-----------

別表第1 総合支所の項を削る。

別表第2 総務部の項中「人権推進課長」を「人権推進課長 しょうぶ会館館長」に改め、同表総務部の項の次に次のように加える。

市民部	市民部長 市民部副部長 菖蒲行政センター長 栗橋行政
-----	----------------------------

	センター長 鷺宮行政センター長
--	-----------------

別表第2 総合支所の項を削る。

(久喜市公の施設管理運営検討委員会規程の一部改正)

第17条 久喜市公の施設管理運営検討委員会規程（平成22年久喜市訓令第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部」を「市長公室の副室長並びに総務部」に、「子ども未来部」を「こども未来部」に、「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改め、「並びに菖蒲総合支所、栗橋総合支所及び鷺宮総合支所の副支所長」を削る。

(久喜市庁舎活用検討会議規程の一部改正)

第18条 久喜市庁舎活用検討会議規程（平成22年久喜市訓令第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部長」を「総務部長、市長公室副室長」に、「子ども未来部副部長」を「こども未来部副部長」に、「菖蒲総合支所副支所長、栗橋総合支所副支所長、鷺宮総合支所副支所長」を「まちづくり推進部副部長」に、「菖蒲総合支所総務管理課長、栗橋総合支所総務管理課長及び鷺宮総合支所総務管理課長」を「市民部菖蒲行政センター長、市民部栗橋行政センター長及び市民部鷺宮行政センター長」に改める。

第6条第3項第1号中「部長及び支所長」を「室長及び部長」に改める。

(久喜市庁議規程の一部改正)

第19条 久喜市庁議規程（平成22年久喜市訓令第58号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「部長、支所長及び局長」を「室長、部長及び局長」に改める。

別表第1 総合政策部長の項の前に次のように加える。

市長公室長

別表第1中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に改め、同表建設部長の項の次に次のように加える。

まちづくり推進部長

別表第1 菖蒲総合支所長の項、栗橋総合支所長の項及び鷺宮総合支所長の項を削る。

別表第2 総合政策部の項の前に次のように加える。

市長公室	副室長 参事 秘書課長 危機管理課長 シティセールス課長
------	------------------------------

別表第2 総務部の項及び市民部の項を次のように改める。

総務部	副部長 参事 庶務課長 人事課長 管財課長 人権推進課長 しょうぶ会館長 市民税課長 資産税課長 収納課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長
市民部	副部長 参事 市民生活課長 市民課（総合窓口）長 交通住宅課長 菖蒲行政センター長 栗橋行政センター長 鷺宮行政センター長

別表第2 環境経済部の項中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に改め、同表健康スポーツ部の項中「新型コロナウイルスワクチン対策課長 中央保健センター所長」を「地域保健課長」に改め、同表中子ども未来部の項を次のように改める。

こども未来部	副部長 参事 子育て支援課長 こども家庭保健課長 保育幼稚園課長 こども育成課長
--------	--

別表第2 建設部の項を次のように改める。

建設部	副部長 参事 建設管理課長 道路建設課長 道路維持課長 治水河川課長
まちづく	副部長 参事 都市計画課長 都市整備課長 産業拠点整備推

り推進部	進課長 公園緑地課長 建築審査課長
------	-------------------

別表第2 菖蒲総合支所の項、栗橋総合支所の項及び鷺宮総合支所の項を削り、同表教育部の項中「学務課長」を「学校施設課長」に、「文化財保護課長」を「文化振興課長」に改める。

(久喜市公文書館における有償刊行物取扱要領の一部改正)

第20条 久喜市公文書館における有償刊行物取扱要領（平成23年久喜市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公文書館の館長（以下「公文書館長」という。）」を「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」に改め、同条第3項中「公文書館長」を「庶務課長」に改める。

第7条第2項中「公文書館長」を「庶務課長」に改める。

(久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程の一部改正)

第21条 久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程（平成23年久喜市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表総合政策部の項の前に次のように加える。

市長公室	危機管理課長
------	--------

別表市民部の項を次のように改める。

市民部	市民生活課長
-----	--------

別表健康スポーツ部の項中「中央保健センター所長」を「地域保健課長」に改め、同表中

「

子ども未来部	子ども未来課長
	保育課長
建設部	都市整備課長
教育部	学務課長

	指導課長
	生涯学習課長

」

を

「

こども未来部	子育て支援課長
	こども家庭保健課長
	保育幼稚園課長
	こども育成課長
まちづくり推進部	都市整備課長
教育部	教育総務課長
	学校施設課長
	指導課長
	生涯学習課長

」

に改める。

(久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程の一部改正)

第22条 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程（平成25年久喜市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「健康スポーツ部長」を「市長公室長」に、「健康スポーツ部副部長」を「市長公室副室長」に改める。

第6条第3項中「健康スポーツ部健康医療課長」を「市長公室危機管理課長」に、「健康スポーツ部健康医療課（以下「健康医療課」という。）の健康企画係係長」を「市長公室危機管理課（以下「危機管理課」という。）の危機管理係係長」に改める。

第7条中「健康医療課」を「危機管理課」に改める。

別表第1 総括班の項中「健康スポーツ部健康医療課長」を「市長公室危機管理課長」に、同表医療・救護班の項中「健康スポーツ部中央保健センター所長」を「健康スポーツ部健康医療課長」に、同表子ども支援班の項中「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に、同表秘書班の項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に、同表広報・情報収集班の項中「総務部市政情報課長」を「市長公室シティセールス課長」に、同表生活維持班の項中「市民部消防防災課長」を「市民部交通住宅課長」に、同表住宅・公園班の項中「建設部都市整備課長」を「まちづくり推進部都市整備課長」に、同表学校教育班の項中「教育委員会学務課長」を「教育委員会学校施設課長」に改め、同表中総合支所総務管理班の項を次のように改める。

行政センター班	菖蒲行政センター長
	栗橋行政センター長
	鷺宮行政センター長

別表第2中

「

健康スポーツ部新型コロナウイルスワクチン対策課
健康スポーツ部中央保健センター

」

を

「

市長公室危機管理課
健康スポーツ部健康医療課
健康スポーツ部地域保健課

」

に改め、同表市民部消防防災課の項を削る。

別表第2中

「

子ども未来部子ども未来課
子ども未来部保育課
教育委員会学務課

」

を

「

こども未来部子育て支援課
こども未来部こども家庭保健課
こども未来部保育幼稚園課
教育委員会教育総務課
教育委員会学校施設課

」

に改める。

(久喜市行政評価会議規程の一部改正)

第23条 久喜市行政評価会議規程(平成25年久喜市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育長」を「教育長、市長公室長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(久喜市行政評価推進担当者規程の一部改正)

第24条 久喜市行政評価推進担当者規程(平成25年久喜市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総合政策部」を「市長公室の副室長並びに総合政策部」に、「子ども未来部」を「こども未来部」に、「建設部」を「建設部、まちづくり推進

部」に改め、「並びに菖蒲総合支所、栗橋総合支所及び鷺宮総合支所の副支所長」を削る。

(久喜市ネーミングライツ審査委員会規程の一部改正)

第25条 久喜市ネーミングライツ審査委員会規程（平成25年久喜市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部」を「市長公室の副室長並びに総務部」に、「子ども未来部」を「こども未来部」に、「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改め、「並びに菖蒲総合支所、栗橋総合支所及び鷺宮総合支所の副支所長」を削る。

(久喜市遺失物等取扱要綱の一部改正)

第26条 久喜市遺失物等取扱要綱（平成25年久喜市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部庶務課長」を「総務部管財課長」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 行政センター 各行政センター長

(久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議規程の一部改正)

第27条 久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議規程（平成26年久喜市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「子ども未来部副部長」を「こども未来部副部長」に改める。

第6条第3項中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「子ども未来部副部長」を「こども未来部副部長」に改める。

第8条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部子育て支援課」に改める。

別表第1中「交通企画課長」を「交通住宅課長」に、「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に改め、同表中

「

健康スポーツ部	健康医療課長
	中央保健センター所長
	スポーツ振興課長
子ども未来部	子ども未来課長
	保育課長
建設部	公園緑地課長
教育部	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長

」

を

「

健康スポーツ部	健康医療課長
	スポーツ振興課長
こども未来部	子育て支援課長
	こども家庭保健課長
	保育幼稚園課長
	こども育成課長
まちづくり推進部	公園緑地課長
教育部	教育総務課長
	指導課長
	生涯学習課長

」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

福祉部	生活支援課長
	障がい者福祉課長
こども未来部	子育て支援課長
	こども家庭保健課長
	保育幼稚園課長
	こども育成課長
教育部	教育総務課長

(久喜市シティプロモーション推進プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第28条 久喜市シティプロモーション推進プロジェクト・チーム設置規程（平成26年久喜市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境経済部久喜ブランド推進課長」を「市長公室シティセールス課長」に改める。

第7条中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「市長公室シティセールス課」に改める。

(久喜市特定事業主行動計画策定・実施委員会設置規程の一部改正)

第29条 久喜市特定事業主行動計画策定・実施委員会設置規程（平成27年久喜市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に、「固定資産評価審査委員会書記（総務部市民税課長）」を「固定資産評価審査委員会書記」に改める。

(久喜市ホームページ管理運営規程の一部改正)

第30条 久喜市ホームページ管理運営規程（平成27年久喜市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第4条第2項中「総務部市政情報課長」を「市長公室シティセールス課長」に改める。

(久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部設置規程の一部改正)

第31条 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部設置規程（平成27年久喜市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育長」を「教育長、市長公室長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(久喜市人事評価制度連絡調整会議規程の一部改正)

第32条 久喜市人事評価制度連絡調整会議規程（平成28年久喜市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「市民部副部長」を「市長公室副室長、市民部副部長」に、「子ども未来部副部長」を「こども未来部副部長」に、「菖蒲総合支所副支所長、栗橋総合支所副支所長、鷲宮総合支所副支所長」を「まちづくり推進部副部長」に改める。

(久喜市健康増進・食育推進庁内連絡会議規程の一部改正)

第33条 久喜市健康増進・食育推進庁内連絡会議規程（平成29年久喜市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に、「中央保健センター所長」を「地域保健課長」に、

「

子ども未来部	子ども未来課長
	保育課長

」

を

「

こども未来部	子育て支援課長
	こども家庭保健課長
	保育幼稚園課長
	こども育成課長

」

に、「建設部」を「まちづくり推進部」に、「学務課長」を「教育総務課長」に改める。

(久喜市中小企業・小規模企業振興計画策定庁内会議規程の一部改正)

第34条 久喜市中小企業・小規模企業振興計画策定庁内会議規程（平成29年久喜市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境経済部久喜ブランド推進課長（以下「久喜ブランド推進課長」という。）」を「環境経済部商工観光課長（以下「商工観光課長」という。）」に改める。

第6条第2項中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に改める。

第7条中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「環境経済部商工観光課」に改める。

(久喜市地域公共交通庁内会議規程の一部改正)

第35条 久喜市地域公共交通庁内会議規程（平成30年久喜市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市民部交通企画課長」を「市民部交通住宅課長」に改める。

第7条中「市民部交通企画課」を「市民部交通住宅課」に改める。

別表総合政策部副部長の項の前に次のように加える。

市長公室副室長

別表中「子ども未来部副部長」を「こども未来部副部長」に改め、

「

菖蒲総合支所副支所長

栗橋総合支所副支所長

鷺宮総合支所副支所長

を

まちづくり推進部副部長

に改める。

(久喜市犯罪被害者等支援庁内会議設置規程の一部改正)

第36条 久喜市犯罪被害者等支援庁内会議設置規程（平成30年久喜市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表市民部市民課（総合窓口）長の項の次に次のように加える。

市民部交通住宅課長

別表中「環境経済部久喜ブランド推進課長」を「環境経済部商工観光課長」に、「健康スポーツ部中央保健センター所長」を「健康スポーツ部地域保健課長」に、「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に、「建設部都市整備課長」を「こども未来部こども家庭保健課長」に、「教育部学務課長」を「教育部教育総務課長」に改める。

(久喜市アセットマネジメント推進本部規程の一部改正)

第37条 久喜市アセットマネジメント推進本部規程（平成31年久喜市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「建設部長」を「まちづくり推進部長」に改める。

第6条第4項中「建設部都市計画課長、建設部建築審査課長」を「まちづくり推進部都市計画課長、まちづくり推進部建築審査課長」に改める。

(久喜市栗橋駅東地区の土地利用及び当該区域内公共施設のあり方等に関する

庁内検討会議規程の一部改正)

第38条 久喜市栗橋駅東地区の土地利用及び当該区域内公共施設のあり方等に関する庁内検討会議規程（平成31年久喜市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「建設部長」を「まちづくり推進部長」に改める。

第6条第3項中「建設部副部長」を「まちづくり推進部副部長」に、「栗橋総合支所副支所長」を「市民部栗橋行政センター長」に改める。

第7条中「建設部都市計画課」を「まちづくり推進部都市整備課」に改める。

別表第1 総合政策部長の項の前に次のように加える。

市長公室長

別表第1中「栗橋総合支所長」を「建設部長」に改める。

別表第2 総合政策部の項の前に次のように加える。

市長公室	危機管理課長
------	--------

別表第2中

「

市民部	市民生活課長
	交通企画課長
	消防防災課長

」

を

「

市民部	市民生活課長
	交通住宅課長

」

に、同表環境経済部の項中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に、

同表中

「

建設部	道路建設課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
栗橋総合支所	総務管理課長
教育部	生涯学習課長
	文化財保護課長

」

を

「

建設部	道路建設課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
教育部	生涯学習課長
	文化振興課長

」

に改める。

(久喜市産婦人科医療機関審査委員会規程の一部改正)

第39条 久喜市産婦人科医療機関審査委員会規程（令和元年久喜市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「教育長」を「教育長、市長公室長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(久喜市空家等対策庁内会議規程の一部改正)

第40条 久喜市空家等対策庁内会議規程（令和元年久喜市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「建設部長」を「市民部長」に、「建設部副部長」を「市民部副部長」に改める。

第6条第2項中「都市整備課長」を「交通住宅課長」に改める。

第7条中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。

別表総合政策部企画政策課長の項の前に次のように加える。

市長公室危機管理課長

別表中市民部消防防災課長の項を削り、「環境経済部久喜ブランド推進課長」を「環境経済部商工観光課長」に、「建設部都市計画課長」を「まちづくり推進部都市計画課長」に、「建設部建築審査課長」を「まちづくり推進部建築審査課長」に改める。

(久喜市総合振興計画策定委員会設置規程の一部改正)

第41条 久喜市総合振興計画策定委員会設置規程（令和2年久喜市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部長」を「市長公室長、総務部長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(久喜市PFI等庁内調整会議規程の一部改正)

第42条 久喜市PFI等庁内調整会議規程（令和3年久喜市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市障がい者活躍推進チーム設置規程の一部改正)

第43条 久喜市障がい者活躍推進チーム設置規程（令和3年久喜市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次のように加える。

(7) 選挙管理委員会事務局長

(久喜市ゼロカーボンシティ推進本部規程の一部改正)

第44条 久喜市ゼロカーボンシティ推進本部規程（令和4年久喜市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総合政策部長」を「市長公室長、総合政策部長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程の一部改正)

第45条 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程（令和4年久喜市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中環境経済部の項を次のように改める。

市長公室	シティセールス課長
------	-----------

別表中「中央保健センター所長」を「地域保健課長」に改め、同表中子ども未来部の項を次のように改める。

こども未来部	子育て支援課長
--------	---------

別表中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。